

第5編

安心して安全に 暮らせています

大 綱

第1章

事故や犯罪のない安心して暮らせるまち

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

第2章

災害に強いまち

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

第3章

消防・救急・救助体制の充実したまち

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

第4章

安全で良質な水があるまち

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。

第1章

事故や犯罪のない
安心して暮らせるまち

基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、警察等の関係機関、団体などと連携し、安心して安全な環境整備を図るとともに、地域、事業者等と一体となって全市的な交通安全、防犯、暴力団排除などの取組みを推進します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。

成果指標	現状値 (平成30年末実績)	目標値 (令和5年末)
交通事故の総件数(年末実績)	618件	477件

現況と課題

- 近年、本市では、高齢者が関わる交通事故発生割合が増加しています。また、飲酒運転による事故や夜間歩行中の事故も多く発生している状況です。そのため、交通安全意識やモラル・マナーの向上などの推進が必要です。特に高齢化が進んでいる本市においては、高齢者への対応が必要となっています。
- 本市では、交通事故防止に向けて、道路改良などの道路交通環境の改善を図り、交通安全対策の推進に努めています。今後も地域をはじめ、道路管理者や学校、警察などと連携し、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- 地域への関心の希薄化など住民意識の変化の中にあつて、住民の安心安全な暮らしを確保するためには、安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などの地域の自主防犯活動をさらに充実させることが課題となっています。そのため、市民への防犯意識の啓発や防犯活動団体に対する支援等が必要です。
- 犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、保護司会をはじめとする各種ボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。今後も引き続き、ボランティア活動を支援していく必要があります。
- 本市には、指定暴力団の本部事務所があり、市民の安全が脅かされています。そのため、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団排除の全市的な取組みを引き続き行う必要があります。
- 本市における消費生活に関する苦情・相談の内容は、複雑化・多様化しています。消費者トラブルについては、消費者だけでその解決を図ることには限界があるため、専門的な知識を有した相談員による適切な対応が必要です。また、消費者トラブルの未然防止のためには、消費者自身が正しい知識を持ち、適切に対応できるようになることが重要です。



施策推進の視点

視点
1

交通安全対策の推進

交通事故をなくすため、交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた交通安全教室の開催等による啓発活動及び交通安全施設など交通環境の整備を通して、高齢者をはじめとする交通弱者の安全に重点を置いた取組みを推進します。

視点
2

防犯活動の充実

犯罪被害を未然に防止するため、警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする防犯活動団体などと連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。

また、保護司会をはじめとするボランティア活動を支援します。

視点
3

暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市民的な安心安全意識の醸成に努めます。

視点
4

安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者トラブルの未然防止や回復につなげます。また、複雑化・多様化する相談に対応するために相談員のスキルアップに努めます。



暴力団追放市民総決起大会

第2章

災害に強いまち

基本方針

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのため、市民の防災意識や地域における防災力の向上と、関係機関等と連携した防災対策の充実に努めます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
災害に対し何らかの備えをしている市民の割合	43.6%	50.0%

現況と課題

- 大規模な災害が全国各地で発生するなか、市民の生命を守るためには「公助」による対応だけでは限界があるため、「自助」「共助」による取組みが重要となります。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取組みが進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必要とする人に対する支援体制づくりを進めることが必要です。また、その一方で「自分の身は自分で守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることも重要です。
- 大規模災害時に備え、計画的に食糧や生活必需品等の災害物資を確保しておく必要があります。
- 災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、国民保護法に基づき、市民の安全を確保する取組みも必要です。
- 近年、短時間に、局地的な大雨が発生する中、急な河川の増水等による浸水被害が生じている地域があり、被害の軽減を図るための対策が求められています。また、市内には急傾斜地や崖など、土砂災害を引き起こしやすい地形の箇所が存在するため、被害を未然に防ぐための対策も必要となっています。
- 建築物の耐震化は、人的被害の軽減のみならず、倒壊による道路の閉塞を防止し、避難及び支援物資の輸送の面で、道路機能を確保するためにも重要です。東日本大震災や熊本地震などの経験を踏まえ、市民の意識啓発を図りながら、さらなる耐震化の促進が必要となっています。
- 老朽化し倒壊の危険性のあるブロック塀等は、通行する市民の人命に危害を及ぼすだけでなく、災害時の避難に支障を来すおそれがあります。市民の安心・安全を確保し住みよい住環境を整備するため、危険なブロック塀等の除却を促進する必要があります。



施策推進の視点

視点
1

地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備え、自分の身は自分で守ることが、地域の防災力向上につながることから、地域等で開催される防災研修や学校の防災学習、ハザードマップの配布により、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の高揚に努めます。
また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

視点
2

防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、関係機関や近隣自治体等との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段の確保を図り、市民に対する情報伝達を迅速に行います。

視点
3

防災基盤の強化

河川の改修や、雨水を排除するポンプ場等の下水道施設及び都市下水路の整備を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組みます。また、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策等をはじめとした防災基盤の強化に努めます。

視点
4

建築物等の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。また、危険なブロック塀等の所有者に対する改善指導などにより除却の促進に取り組みます。



地域の防災活動（災害図上訓練）

第3章

消防・救急・救助体制の
充実したまち

基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

そのため、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組みを推進します。

成果指標	現状値 (平成30年実績)	目標値 (令和5年)
隣接建物への延焼を部分焼までに留めた割合(一般住宅)	100%	100%
救急自動車の適正利用率	92.2%	100%

現況と課題

- 本市では、高齢者の増加とともに、災害時に配慮を要する福祉施設などが年々増加しているため、これらの施設の防火管理体制や近隣施設・住民との協力体制の充実を図る必要があります。また、一般住宅の防火対策として防火意識の高揚、住宅用防災機器等の設置を促進していく必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等一旦災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 高齢者の増加などにより、本市の救急出動件数は年々増加しています(平成30(2018)年実績:6,447件)。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに救急車の適正利用の啓発についても継続的に推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災力の中核として欠かすことのできない存在ですが、近年、消防団員の確保が困難な状況となっています。そのため、消防団協力事業所表示制度の拡充をはじめ、様々な活性化策を推進し、消防団の充実・強化を図っていく必要があります。
- 消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能等が十分に発揮できるよう、計画的に更新又は整備を行っています。しかしながら、訓練施設については一定の確保はできているものの、より災害現場に即した総合的な訓練が実施できる施設の整備について検討していく必要があります。
- 消防の広域連携の推進にあつては、筑後地域7消防本部(久留米広域、大牟田、柳川、八女、筑後、甘木朝倉、みやま)合同による通信指令業務の共同運用の利点を活かし、より効率的な部隊運用の検討を推進する必要があります。また、市町村消防の広域化の推進期限が令和6(2024)年4月1日まで延長されたことから、さらに近隣自治体との広域連携の検討を推進していく必要があります。



施策推進の視点

視点
1

火災予防対策の充実

火災やその他の災害を未然に防止するため、防火対象物や危険物施設の防火・防災管理を強化するとともに、住民や事業所等との連携した消火訓練等を実施することで予防活動の推進や防災意識の啓発を図ります。

視点
2

災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

視点
3

消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者についても、入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の安全確保のため、装備の充実に努めるとともに、知識と技術の向上を図ります。

視点
4

消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両及び施設等の整備に努めます。さらに、消防水利の充実のため、耐震性防火水槽や水源車等の整備を進めます。

視点
5

広域連携の推進

大規模災害に備え、近隣自治体との協力関係を深化させ、迅速な相互応援体制の確立をはじめ様々な分野で広域連携の推進を図るとともに、消防の広域化の検討を行います。



消防訓練 救出救護訓練

第4章

安全で良質な水があるまち

基本方針

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。そのため、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靱」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定運営を目指します。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
安心して水道水を使っている市民の割合	—	56.0%

現況と課題

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現のための方策をまとめた新水道ビジョンを平成28（2016）年3月に策定し、実現方策の取組みを推進しています。
- 安全で良質な水を供給するには、原水から蛇口まで一貫した水質の管理が重要です。
- 令和3（2021）年8月には本市の水道は通水から100年という節目を迎えます。次の100年を見据え、水道という生活を支える貴重な財産を維持し、安全で良質な水を市民に安定して供給し続けていくためには、市民の理解と協力が不可欠です。このため、水道の仕組みや経営状況等についての市民理解を深め、水道に対する関心を高めるとともに、信頼を得るための情報発信や広報啓発活動により一層取り組む必要があります。
- 一方で、老朽管の割合（水道管の全延長に占める布設から40年以上経過した水道管の割合）は平成30（2018）年度末時点で21.3%となっており、このような老朽化した水道管は、にごり水等水質悪化の要因となることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水道料金収入は、人口の減少や節水意識の浸透等により、今後も減少傾向が見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。施設の適切な維持管理はもとより、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備や水運用（水の使用量を予測しながら、給水区域全体で弾力的かつ計画的に安定した給水を効率的に行うこと）を行う必要があります。
- 平成30（2018）年度まちづくり市民アンケートで水道水をそのまま飲まない理由として、「安全性に不安があるから（水質に不安があるから）」が33.6%で最も多いことから、利用者である市民へ水質検査結果に基づく安全性の周知や経営状況等の情報提供を積極的に行うとともに、イベントによる啓発等を通じ、市民とのコミュニケーションを図ることが重要です。



施策推進の視点

視点
1

安全な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

視点
2

確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

視点
3

持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。



ありあけ浄水場

